

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第5号

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則

四日市ドーム条例施行規則（平成30年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第2（第11条関係）		
1 施設及び特定設備利用料金の上限額		
(1)から(4)まで (略)		
(5) 冷暖房設備		
区分	使用範囲	金額（円）
冷暖房装置	片面	(略)
	全面	<u>1時間 36,750円</u>
2 備品器具利用料金の上限額 (略)		

改正前		
別表第2（第11条関係）		
1 施設及び特定設備利用料金の上限額		
(1)から(4)まで (略)		
(5) 冷暖房設備		
区分	使用範囲	金額（円）
冷暖房装置	片面	(略)
	全面	<u>1時間 37,800円</u>
2 備品器具利用料金の上限額 (略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)